

## 株式会社三十三銀行が実施する 株式会社 M.O.C に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社三十三銀行が実施する株式会社 M.O.C に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

\* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



## 第三者意見書

2025年3月31日  
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社 M.O.C に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社三十三銀行

評価者：株式会社三十三総研

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

## I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社三十三銀行（「三十三銀行」）が株式会社 M.O.C（「M.O.C」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社三十三総研（「三十三総研」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。三十三銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、三十三総研と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、三十三銀行及び三十三総研にそれを提示している。なお、三十三銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクト

トエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。<sup>1</sup>
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

## II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

### ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

三十三銀行及び三十三総研は、本ファイナンスを通じ、M.O.C の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、M.O.C がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

### ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

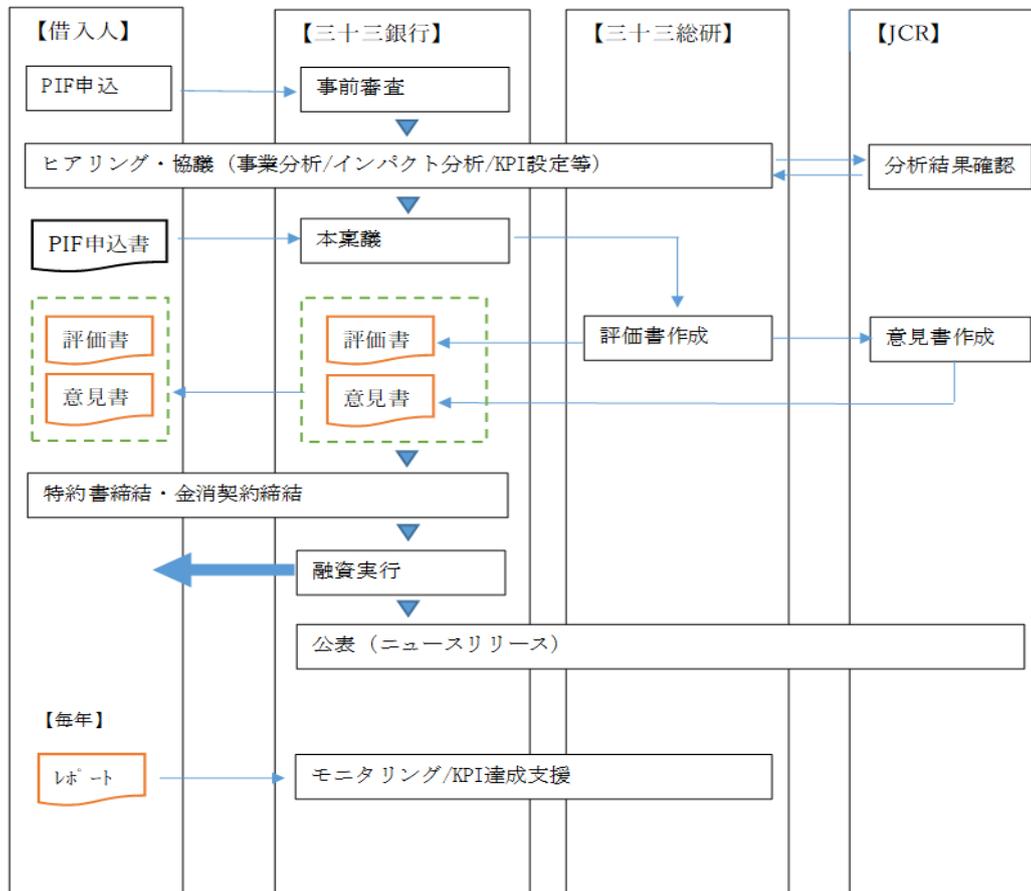
JCR は、三十三銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

- (1) 三十三銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

<sup>1</sup> 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



# JCR Sustainable PIF for SMEs



(出所：三十三銀行提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、三十三銀行では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、三十三銀行からの委託を受けて、三十三総研が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

## ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て三十三総研が作成した評

価書を通して三十三銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

---

#### ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

---

本ファイナンスでは、三十三総研が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

### III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である M.O.C から貸付人である三十三銀行及び評価者である三十三総研に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

---

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

---

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

#### IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当アナリスト

新井 真太郎

新井 真太郎



### 本第三者意見に関する重要な説明

#### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

#### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

#### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとの関係とは異なります。

#### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

#### 5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

#### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

#### ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。  
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。  
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

#### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

#### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

# ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業:株式会社 M.O.C

2025年3月31日  
株式会社三十三総研

---

三十三総研は、株式会社三十三銀行が、株式会社 M.O.C に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたって、株式会社 M.O.C の活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則（PIF 原則）」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク（モデル・フレームワーク）」に適合するように、また ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則ったうえで、中小企業<sup>※1</sup>に対するファイナンスに適用しています。

※1 IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業

## 目次

1. 評価対象の概要.....	2
2. 株式会社 M.O.C の概要.....	2
2-1. 基本情報	
2-2. 企業理念等	
2-3. 事業内容	
3. サステナビリティに関する活動.....	8
4. 包括的インパクト分析.....	12
4-1. 包括的インパクト	
4-2. 包括的分析に伴う追加項目・削除項目	
5. KPI（重要業績評価指標）と SDGs との関連性.....	15
5-1. KPI 設定項目	
5-2. KPI 非設定項目	
6. サステナビリティ管理 体制.....	22
7. モニタリング.....	22
8. 総合評価.....	22

※本評価書における出典に係る記載のない写真・図等については、同社のウェブサイトから引用。

## 1. 評価対象の概要

企業名	株式会社 M.O.C
借入金額	100,000,000 円
資金使途	運転資金
契約日及び返済期限	2025 年3月 31 日 ~ 2030 年3月 20 日 (5年間)

## 2. 株式会社 M.O.C の概要

### 2-1. 基本情報

本社所在地	愛知県名古屋市中村区高道町6丁目 11 番6号
代表取締役	加藤 治平
従業員数	50 名 (2024 年 10 月末現在)
創業	1946 年
資本金	20 百万円
業種	精製石油製品製造業、有害廃棄物収集業、修復活動及びその他の廃棄物管理業、特殊作業
事業拠点	<工場> 愛知県名古屋市中村区新富町4丁目 63 番
沿革	1946 年 丸和オイル創業 1968 年 新富工場創設 1974 年 株式会社丸新石油へ社名変更 1985 年 八草油槽所開設 2003 年 丸新石油から分社化「株式会社 M.O.C」設立 2004 年 エコ事業所認定 2007 年 ISO14001 取得 (2018 年エコアクションへ移行) 2018 年 エコアクション 21 取得 2020 年 健康経営優良法人取得

## 2-2. 企業理念等

### (1) 企業理念

#### 創業の丸和の精神で

#### 圧倒的な革新性と

#### 社会性を追求する。

##### ・丸和の精神

丸和の「和」とは、すべての人々が仲良く手を取り合い、共に成長することを意味します。私たちは創業以来、この精神を大切にし、社員やお客様、そして地域社会との強い絆を築いてきました。

##### ・圧倒的な

私たちが目指すのは、他にはない M.O.C 独自の価値を生み出すことです。お客様や社会に対して、期待を超えるワクワク感を提供し、誰もが驚くような取り組みを実現していきます。圧倒的な存在感と影響力で、業界をリードします。

##### ・革新性・社会性

私たちは、業界の常識や枠にとらわれず、常に革新的な挑戦を続ける姿勢を持ち続けます。これまでにないサービスや技術を導入し、進化を続けます。また、社会との調和を図り持続可能なより良い未来を築くことに全力を尽くします。

### (2) ビジョン

#### 地球の幸せを創造する

株式会社 M.O.C は、廃油の再生と産業廃棄物の収集運搬業を通じて、地球環境保全への貢献を行っています。その中で、法令を遵守し、弊社に期待いただく皆様の要求に応えることと、業務や仕組みを絶えず改善し、持続可能な会社作りを通じて、お客様と未来の子どもたち、そして母なる地球に喜ばれるように努力します。

### 2-3. 事業内容

株式会社 M.O.C(以下、同社)は、愛知県を地盤に再生重油の精製と販売、産業廃棄物の収集運搬等を行う企業である。

具体的な事業内容については以下の通り。

#### 精製石油製品製造業

各種工場や自動車整備工場、ガソリンスタンドなどから排出される廃油(エンジンオイルや鉱物系潤滑油など)を収集、運搬し、廃油再生処理を行い、再生重油として精製している。回収前に不適合な不純物がないかを検査することに加え、回収後及び製品精製後にも徹底した成分分析を行い、「全国オイルリサイクル協会」で定められた品質基準を実現している。

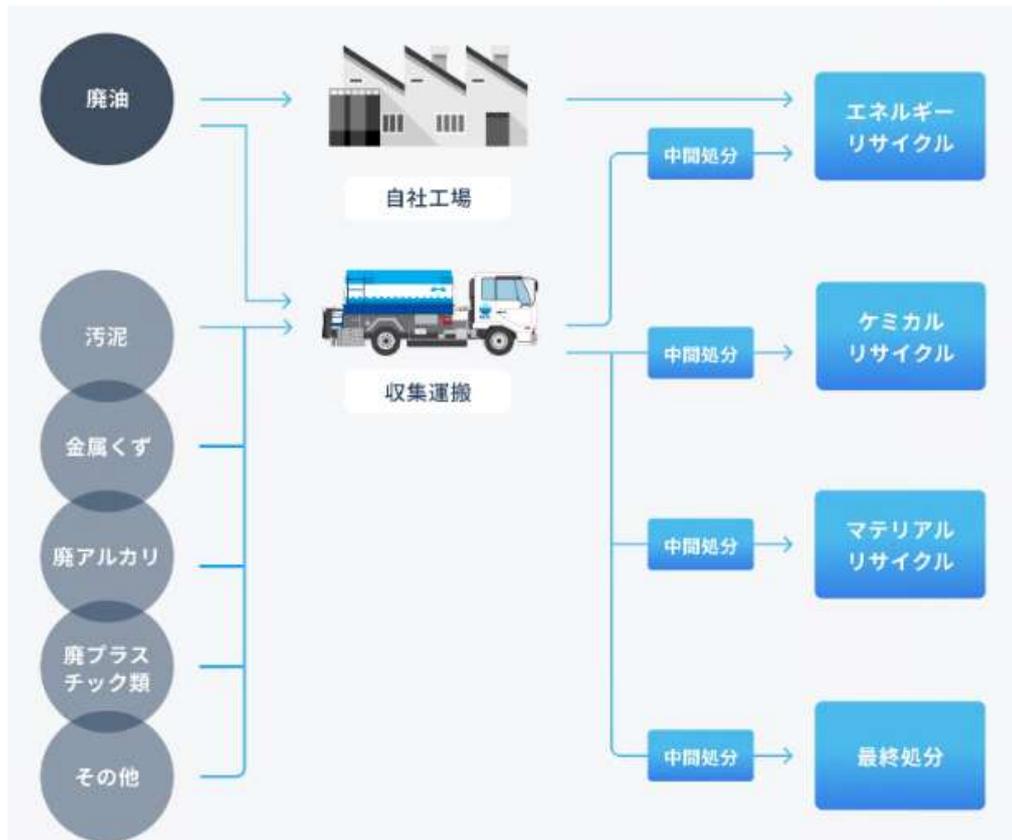
再生重油は一般的な重油に比べ、CO<sub>2</sub>排出量が少ないことに加え、非化石エネルギーに分類されることにより、環境に配慮したエネルギーとして需要が拡大している。また、再生重油は一般的な重油に比べ価格が安いものの、エネルギー効率に差異はなく、幅広い分野で需要が大きい製品である。同社製品は、製紙工場やアルミ製造工場、セメント生産工場、ガラス工場など幅広い産業で活用されている。



事業内容イメージ

## 有害廃棄物収集業

廃油回収先において、廃油だけではなく、産業廃棄物（汚泥、金属くず、廃アルカリ、廃プラスチック類など）の回収も行っている。少量多品種で、手間のかかる廃棄物の収集、運搬も行う体制を整えており、様々なニーズに対応している。回収した産業廃棄物は、提携している中間処理施設等に運搬し、適切にリサイクル、処分が行われている。



事業内容イメージ

## 修復活動及びその他の廃棄物管理

油の漏洩事故が発生した際には素早い対応が必要不可欠であり、対応によって被害を最小限に留めることが重要である。同社の緊急漏洩事故対応（OIL119）は、油のプロフェッショナルである同社が油の漏洩事故を解決し、被害を最小限に留めるサービスである。同社の特徴としては以下の6点が挙げられる

### ①油のプロフェッショナル

油の回収運搬、精製、リユース、リサイクル、タンクや施設の洗浄など油に関するプロフェッショナルとして緊急洗浄にも対応しており、安心安全確実な対応を可能にしている。

### ②被害を最小限に留める

通常は現地調査と作業を行う業者が別々に対応することが多いが、同社は現地調査してか

らずぐに現地調査、洗浄対応までワンストップでスピーディーに行うことで被害と対処時間を最小限に留める体制を構築している。

③水面や土壌にも対応

化学的な洗剤ではなく、環境にやさしい特別なバイオ薬剤を使用しており、清掃しにくい水面や土壌の洗浄も環境汚染せずに対応することができる。

④環境に優しく綺麗に

先進バイオテクノロジーから生まれた環境負荷の少ない薬剤を使用しており、自然環境や人体に悪影響が少ないため、安心して洗浄することができる。

⑤企業の信頼度維持に貢献

素早く対応し、被害を初期段階で留めながらしっかりと対応することで企業の信頼度向上に貢献できる。

⑥24 時間対応

施設や設備の老朽化、人為的ミス、地震などの自然災害、交通事故や火災など、漏洩事故の社会的リスクは常に存在している。同社は 24 時間事故に対応できる体制を構築していることが大きな強みである。



同社の強み



漏洩事故対応前



漏洩事故対応後

## 特殊作業

### ・工作機械切削油及び切削水抜き作業

工場などの機械に使われる水や油の抜き取りを行っている。定期的に交換を行うことで機械の劣化を防ぎ、安定した機械動作の維持につながっている。

### ・工作機械洗浄作業

切削油及び切削水を抜き取った後に清掃を行っており、工作過程で排出された切粉なども隅々まで洗浄している。定期的に清掃を行うことで切削液の成分バランスを維持し、劣化防止、加工精度の維持につながっている。

### ・側溝・分離槽清掃作業

側溝の中に土砂等の堆積物が溜まることは流れに支障をきたし、大雨などの際に逆流する危険がある。他にも悪臭の原因や水質汚染にもつながる可能性があることから、定期的に清掃を行うことで側溝や分離槽の機能維持に貢献している。



特殊作業

### 3. サステナビリティに関する活動

#### 【再生重油の生産量拡大による循環型社会の形成】

再生重油は使用済み潤滑油を主原料とした廃棄物を有効利用したリサイクル燃料である。全国オイルリサイクル協同組合によると、再生重油はLSA重油(低硫黄重油)と比較しても1ℓ当たりの発熱量は同等なため使用量は同じである一方、再生重油の方が1ℓ当たりの炭素質量が小さいのでLSA重油よりCO<sub>2</sub>の発生量は少ないとされており、SDGsの観点からも環境に優しく、経済的かつエシカルな燃料であるとして注目されている。また、再生重油は通常の重油と比べて硫黄分が低く、排出ガス中の硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)の排出が抑制されるほか、廃油を原料とするため重油と比較して安価で提供でき、石油などの天然資源を使用しないため天然資源の使用量削減にも貢献するものである。

同社は回収した廃油を使って上記のような特徴を持つ再生重油を製造、販売することで循環型社会の形成に貢献している。現在の廃油の回収エリアは名古屋市内が中心であるが、今後は廃油の回収エリアを愛知県全域や三重県まで拡大させることで回収する廃油の量を増やし、再資源化量も増加させる方針である。

＜一般社団法人日本海事検定協会理化学分析センター2020年12月分析データ＞

			再生重油	LSA重油
密度		15℃ g/cm <sup>3</sup>	0.8642	0.8502
元素分析	炭素 (C)	質量%	84.0	87.6
	水素 (H)	質量%	12.0	12.5
総発熱量		MJ/ℓ	38.65	38.68
真発熱量		MJ/ℓ	36.24	36.28
1ℓ当たりの炭素 (C) 質量		kg/ℓ	0.726	0.745
1ℓ当たりのCO <sub>2</sub> 排出量		kg/ℓ	2.66	2.73

全国オイルリサイクル協同組合 HP

#### 【環境に配慮した経営の推進】

環境省は、中小企業等の幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することができる」簡易な方法を提供する目的で、エコアクション 21<sup>※2</sup>の認証を策定し、普及を進めてきた。エコアクション 21は現状調査を通じて事業活動に伴う環境負荷の把握と環境への取り組み状況等を把握し、その結果を踏まえて、環境経営システムを構築するものである。また環境経営システムの構築においてはPDCA(Plan Do Check Act)サイクルを基本とし、環境経営レポートを作成し、公表することで企業の環境への取り組みの把握と発信を行うものである。

同社は ESG 経営の観点からエコアクション 21 を取得しており、紙使用量の削減、電力の削減、燃料使用量の削減、グリーン購入対象物品の購入促進などを通じて、環境に配慮した事業展開を行っている。具体的には、紙使用量の削減については、裏紙の再利用やデジタル化によるペーパーレス化の推進を、電力の削減においては照明の LED 化、クールビズ、ウォームビズ運動の推進を、燃料使用量の削減においては、アイドリングストップや急発進の抑制、廃油収集作業のルートの AI による効率化などをエコアクション 21 の取り組み計画とすることで環境に配慮した取り組みを行っていく方針である。また、社用車の入れ替え時には順次燃費性能の高い車への切り替えを行うことでさらなる CO<sub>2</sub>排出量の削減に貢献していく。



エコアクション 21 HP より

### 【油水分離槽清掃事業の拡大による環境への配慮】

油水分離槽とは、油と水の比重の違いを利用し、重力で油と水を分離する排水施設である。油水分離槽は公共用水域の水質保全や土壌汚染の防止を目的に設置することが多く、水質、土壌汚染を防ぐために重要な役割を果たしている。また、油の適切な処理は、海や川などに住む生物たちの生態系を守る上でも欠かせない取り組みである。

同社では、油を使用する自動車整備工場や産業廃棄物処理工場などを中心に油水分離槽の清掃活動を行っているほか、取引先企業の排水を点検し、産業廃棄物処分業許可基準を満たす水質が維持されているかを確認することで、油の流出を事前に防ぐサービスを行っている。今後は事業エリアを拡大させることで、より広範囲の水質、土壌汚染を防ぐ取り組みを行っていく方針である。

### 【産業廃棄物の適切な処理】

愛知県をはじめ9県で産業廃棄物収集運搬業許可を取得しており、幅広いエリアの顧客ニーズに応えられる体制を構築している。また、少量多品種の処分が可能であり、手間がかかる産業廃棄物にも対応しているほか、中間処理施設とも提携しており、ケミカルリサイクル<sup>※2</sup>やマテリアルリサイクル<sup>※3</sup>等様々なリサイクル、処分を適切に行うことができる。

※2 廃棄物を化学的に分解して原料として再利用する技術

※3 廃棄物を新しい製品の原料として再利用する技術

収集運搬業

輸送品目(種別)	非常危険物							特別管理危険物		
	高圧	腐蝕	燃爆	高アルカリ	腐食性	水くず	油くず	引火性液体	腐食性液体	腐食性固体
運搬品	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
積載品	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
二重品	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
積積品	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
運搬品	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
積積品	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
運搬品	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
積積品	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
積積品	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

種別運搬許可一覧

### 【環境に配慮した取り組み】

また、同社での再生重油の精製処理工程や廃油の収集、運搬においては、徹底した工程管理や法令を遵守した確実な処理など環境に配慮した取り組みを行っている。

### 【労働災害防止への対策】

労災事故は事業の停止につながる可能性があるため、労災事故を未然に防ぐ取り組みは事業を継続していく上でも重要な取り組みである。

同社では、定期的に安全点検講習会を行っているほか、ヒヤリハットなどの事例について社内全体で情報共有を図ることで労災事故を未然に防ぐ取り組みを行っている。



点検講習会の様子

### 【働きやすい職場環境の整備】

#### (1) 有給休暇の取得促進

法令順守はもとより、社員とその家族にとっての記念日に休暇を取得できる記念日休暇の設定など、従業員が休暇を取得しやすい環境づくりを行っている。今後は有給休暇を取得しやすい環境の醸成など有給休暇の取得促進を行うことでさらなる取得日数の増加に取り組む方針である。

#### (2) 時間外労働時間の削減

法令順守はもとより、日ごろからメリハリのある業務を奨励することで時間外労働時間の削減に

努めている。今後は AI による廃油回収ルート最適化などを行うことでさらなる時間外労働時間の削減に取り組む予定である。

### 【資格取得の促進】

廃油などの危険物を取り扱う同社では各種運転免許や危険物取扱者<sup>※4</sup>「乙種」などの資格取得に必要な経費を全額支給するなど、従業員の資格取得を推進している。

※4 消防法によって貯蔵・運搬・取扱いに厳しい規制のある危険物の取扱いや立会いを行うことができる危険物の取扱者を指す。

### 【適切な賃金の支給】

物価上昇や人手不足などを背景に全国的に賃上げの動きが広がっている。同社では、厚生労働省が実施する「令和6年賃金構造基本統計調査」の全国平均を上回る賃金水準を確保している。

### 【地元雇用の創出】

従前は中途採用が中心だったが、今後は若手従業員を積極的に採用し、スキルを磨き上げることで、サービス及び経営体制の強化を進める計画としている。今後は、事業拠点の新卒者を中心に募集することで、地域の雇用創出に貢献している。

### 【福利厚生の実施】

#### (1)健康促進

週に一度専属のシェフによる栄養バランスの良い弁当を提供しているほか、人間ドック受診料の全額補助、サプリメントや酸素カプセルの無償提供など、従業員の健康を促進する様々な取り組みを行っている。

#### (2)キャリア向上

従業員のキャリア向上のため、定期的に海外への視察会や研修会を実施している。具体的には、海外視察を通じて業界の最新動向や他業種での成功事例を学ぶことで自身の業務改善や新しい挑戦に役立つ知見を身につけているほか、研修会を通じて個々のスキルアップとキャリア形成に役立っている。



海外視察会



研修会

## 4. 包括的インパクト分析

PIF 原則及びモデル・フレームワークに基づき、同社について三十三総研が定めるインパクト評価の手続きを実施した。UNEP FI コーポレートインパクト評価ツール及び事業内容を踏まえて特定した同社の包括的インパクトは以下の通り。各インパクトエリア内に該当したインパクトトピックの事業ごとの内訳は別表の通り。

### 4-1. 包括的インパクト

◆国際標準産業分類に基づき整理した全業種 1920 精製石油製品製造業 3812 有害廃棄物収集業 3900 修復活動及びその他の廃棄物管理業務			デフォルト (全業種合算)		修正項目		包括(全体)			
	インパクトエリア	インパクトトピック	ポジ タイプ	ネガ タイプ	追加○ 削除×	ポジ タイプ	ネガ タイプ	ポジ タイプ	ネガ タイプ	
社会	人格と人の 安全保障	紛争								
		現代奴隷								
		児童労働								
		データプライバシー								
		自然災害								
	健康および安全性	-		●					●	
	資源とサービスの入 手可能性、 アクセス可能性、 手ごろさ、品質	水	●			×				
		食料								
		エネルギー	●						●	
		住居								
		健康と衛生	●			×				
		教育					○		●	
		移動手段	●			×				
		情報								
		コネクティビティ								
文化と伝統	●			×						
ファイナンス										
生計	雇用	●						●		
	賃金	●	●				×	●		
	社会的保護		●						●	
平等と正義	ジェンダー平等									
	民族・人種平等									
	年齢差別									
	その他の社会的弱者									
社会経済	強固な制度・ 平和・安定	法の支配 市民的自由								
	健全な経済	セクターの多様性 零細・中小企業の繁栄	●			×				
	インフラ	-	●			×				
	経済収束	-								
自然環境	気候の安定性	-		●	○			●	●	
	生物多様性と 生態系	水域	●	●				●	●	
		大気	●	●				●	●	
		土壌	●	●				●	●	
		生物種	●	●				●	●	
		生息地	●	●				●	●	
	サーキュラリティ	資源強度	●	●				●	●	
廃棄物		●	●				●	●		

(別表)

◆国際標準産業分類に基づき整理した全業種 1920 精製石油製品製造業 3812 有害廃棄物収集業 3900 修復活動及びその他の廃棄物管理業務			1920 精製石油製品製造業		3812 有害廃棄物収集業		3900 浄化活動及びその他の廃棄物管理業務		デフォルト (全業種合算)		
			メイン業種		サブ業種①		サブ業種②				
インパクト カテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	
社会	人格と人の 安全保障	紛争									
		現代奴隷									
		児童労働									
		データプライバシー									
		自然災害									
	健康および安全性 資源とサービスの入手可能性、 アクセス可能性、 手ごろさ、品質	-		●		●		●			●
		水			●		●		●		
		食料								●	
		エネルギー	●							●	
		住居									
		健康と衛生			●		●		●		
		教育								●	
		移動手段	●							●	
		情報									
		コネクティビティ									
		文化と伝統				●				●	
	ファイナンス										
	生計	雇用	●		●		●		●		
		賃金	●	●	●	●	●	●	●	●	●
社会的保護			●		●		●			●	
平等と正義	ジェンダー平等										
	民族・人種平等										
	年齢差別										
	その他の社会的弱者										
社会経済	強固な制度・ 平和・安定	法の支配									
		市民的自由									
	健全な経済	セクターの多様性									
		零細・中小企業の繁栄			●		●		●		
インフラ	-	●						●			
経済収束	-										
自然環境	気候の安定性	-		●		●		●		●	
	生物多様性と 生態系	水域		●	●	●	●	●	●	●	●
		大気		●	●	●	●	●	●	●	●
		土壌			●		●	●	●	●	●
		生物種			●		●	●	●	●	●
		生息地			●		●	●	●	●	●
	サーキュラリティ	資源強度		●	●	●		●	●	●	●
廃棄物			●	●	●	●	●	●	●	●	

#### 4-2. 包括的分析に伴う追加項目・削除項目

追加/削除		インパクト カテゴリー	インパクト エリア	インパクト トピック	追加・削除理由
追加	ポジティブ・ インパクト	社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	教育	従業員の資格取得支援に関する取り組みを行っているため。
		自然環境	気候の安定性	—	同社の事業内容は CO2 削減に資する取り組みがあるため。
削除	ポジティブ・ インパクト	社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	同社の事業は水へのアクセスに貢献するものではないため。
				健康と衛生	同社の事業は医療サービスへのアクセス向上には貢献しないため。
				移動手段	同社の事業において車両・輸送用燃料等の供給を行っていないため。
				文化と伝統	同社の事業は文化遺産等の保存に貢献する事業内容ではないため。
	社会 経済	健全な経済	零細・中小企業の繁栄	同社の事業が中小企業に対する機会の提供につながらないため。	
		インフラ	—	インフラという観点で同社の事業は必要不可欠なエネルギーを供給しているわけではないため。	
ネガティブ・ インパクト	社会	生計	賃金	同業他社を上回る賃金水準を確保しているため。	

## 5. KPI(重要業績評価指標)とSDGsとの関連性

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本ファイナンスにおける特定のサステナビリティに関する活動(以下、特定活動)について、以下の通り KPI を設定する。また同活動とポジティブ・インパクト(以下、PI)・ネガティブ・インパクト(以下、NI)の関連性、SDGs(ターゲット)の関連性を記載する。(KPI を設定しない項目を含む)

#### 5-1.KPI 設定項目

特定活動	再生重油の生産量拡大による循環型社会の形成		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PI の強化	社会	エネルギー
		自然環境	気候の安定性、大気、資源強度、廃棄物
KPI	・廃油の再資源化量を 2029 年度までに 5,100t 以上にする。(2023 年度実績: 2,550t)		
取組 施策等	現在の廃油の回収エリアは名古屋市内在中心であるが、今後は廃油の回収エリアを愛知県全域や三重県まで拡大させることで回収する廃油の量を増やし、再資源化量も増加させる方針である。		
関連する SDGs	9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。		
	12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。		

	13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。	
--	---	--

特定活動	環境に配慮した経営の推進①		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NIの低減	自然環境	気候の安定性、資源強度、廃棄物
KPI	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2029年度の売上高百万円あたりのCO<sub>2</sub>排出量を2023年度対比25%削減する。(2023年度実績:751,326kg-CO<sub>2</sub>)</li> <li>・コピー用紙使用量を2029年度までに2023年度対比45%削減する。(2023年度実績:68,500枚)</li> <li>・「エコアクション21」の認証取得を継続する。</li> </ul>		
取組施策等	<p>エコアクション21を取得しており、紙使用量の削減、燃料使用量の削減などを通じてCO<sub>2</sub>排出量削減に積極的に取り組んでいる。具体的には、紙使用量の削減については、裏紙の再利用やデジタル化によるペーパーレス化の推進を、電力の削減においては照明のLED化、クールビズ、ウォームビズ運動の推進を、燃料使用量の削減においては、アイドリングストップや急発進の抑制、廃油収集作業のルートAIによる効率化などをエコアクション21の取り組み計画とすることで環境に配慮した取り組みを行っていく方針である。</p>		
関連するSDGs	<p>11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p> <p>12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p> <p>13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。</p>		  

特定活動	油水分離槽清掃事業の拡大による環境への配慮		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PIの強化	自然環境	水域、土壌、生物種、生息地
KPI	<ul style="list-style-type: none"> <li>・油水分離槽清掃業務における顧客数を2029年度までに1,300件にする。(2023年度実績:1,052件)</li> </ul>		
取組施策等	<p>油を使用する自動車整備工場や産業廃棄物処理工場などを中心に油水分離槽の清掃活動を行っているほか、取引先企業の排水を点検し、産業廃棄物処分量</p>		

	許可基準を満たす水質が維持されているか確認することで、油の流出を事前に防ぐサービスを行っている。今後は事業エリアを拡大させることで、より広範囲の水質汚染を防ぐ取り組みを行っていく方針である。	
関連するSDGs	<p>6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。</p> <p>12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。</p> <p>14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。</p>	  

特定活動	労働災害防止への対策		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NIの低減	社会	健康および安全性
KPI	・2029年度までに重大な労働災害の発生件数0件を達成し、その後0件を維持する。(2021年度実績:0件、2022年度実績:4件、2023年度実績:1件)		
取組施策等	定期的に安全点検講習会を行っているほか、ヒヤリハットなどの事例について社内全体で情報共有を図ることで労災事故を未然に防ぐ取り組みを行っている。		
関連するSDGs	<p>3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。</p> <p>8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。</p>	 	

特定活動	働きやすい職場環境の整備①		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NIの低減	社会	健康および安全性
KPI	・2029年度までに一人当たり年平均有給休暇取得日数を12日まで増加させ		

	る。(2023 年度実績:8.8 日)	
取組 施策等	法令順守はもとより、社員とその家族にとっての記念日に休暇を取得できる記念日休暇の設定など、従業員が休暇を取得しやすい環境づくりを行っている。今後は有給休暇を取得しやすい環境の醸成など有給休暇の取得促進を行うことでさらなる取得日数の増加に取り組む方針である。	
関連する SDGs	<p>3.4 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。</p> <p>8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p>	 

特定活動	資格取得の推進		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PI の強化	社会	教育
	NI の低減	社会	社会的保護
KPI	・2029 年度までに危険物取扱者「乙種」の取得者を 25 名まで増加させる。 (2025 年2月現在:12 人)		
取組 施策等	廃油などの危険物を取り扱う同社では各種運転免許や危険物取扱者「乙種」などの資格取得に必要な経費を全額支給するなど、従業員の資格取得を推進している。		
関連する SDGs	<p>4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。</p> <p>8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。</p>	 	

特定活動	地元雇用の創出		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PI の強化	社会	雇用
KPI	・2029 年までに地元の新卒採用人数を年間5人まで増加させる。(2023 年度実績:0人)		
取組 施策等	従前は中途採用が中心だったが、今後は若手従業員を積極的に採用し、スキルを磨き上げることで、サービス及び経営体制の強化を進める計画としている。		

	また、採用においては事業拠点の新卒者を中心に募集することで、地域の雇用創出に貢献している。	
関連するSDGs	<p>8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。</p> <p>8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。</p>	

## 5-2. KPI 非設定項目

特定活動	産業廃棄物の適切な処理		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PIの強化	自然環境	資源強度、廃棄物
取組施策等	愛知県をはじめ9県で産業廃棄物収集運搬業許可を取得しており、幅広いエリアの顧客ニーズに応えられる体制を構築している。また、少量多品種の処分が可能であり、手間がかかる産業廃棄物にも対応しているほか、中間処理施設とも提携しており、ケミカルリサイクルやマテリアルリサイクル等様々なリサイクル、処分を適切に行うことができる。		
関連するSDGs	<p>12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。</p> <p>12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p>		

特定活動	環境に配慮した取り組み		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NIの低減	自然環境	水域、大気、土壌、生物種、生息地
取組施策等	同社での再生重油の精製処理工程や廃油の収集、運搬においては、徹底した工程管理や法令を遵守した確実な処理など環境に配慮した取り組みを行っている。		
関連するSDGs	<p>11.6 2030年までに、大気、水及び土壌の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p>		

	<p>12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。</p>	
--	--	--

<p>特定活動</p>	<p>働きやすい職場環境の整備②</p>		
<p>インパクト</p>	<p>種類 NIの低減</p>	<p>カテゴリー 社会</p>	<p>エリア/トピック 健康および安全性</p>
<p>取組 施策等</p>	<p>法令順守はもとより、日ごろからメリハリのある業務を奨励することで時間外労働時間の削減に努めている。今後は AI による廃油回収ルート最適化などを行うことでさらなる時間外労働時間の削減に取り組む予定である。</p>		
<p>関連する SDGs</p>	<p>3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p>		  

<p>特定活動</p>	<p>適切な賃金の支給</p>		
<p>インパクト</p>	<p>種類 PIの強化</p>	<p>カテゴリー 社会</p>	<p>エリア/トピック 賃金</p>
<p>取組 施策等</p>	<p>物価上昇や人手不足などを背景に全国的に賃上げの動きが広がっている。同社では、厚生労働省が実施する「令和6年賃金構造基本統計調査」の全国平均を上回る賃金水準を確保している。</p>		
<p>関連する SDGs</p>	<p>8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。</p>		

<p>特定活動</p>	<p>環境に配慮した経営の推進②</p>		
<p>インパクト</p>	<p>種類 NIの低減</p>	<p>カテゴリー 自然環境</p>	<p>エリア/トピック 気候の安定性</p>
<p>取組 施策等</p>	<p>社用車の入れ替え時には順次燃費性能の高い車への切り替えを行うことでさらなるCO<sub>2</sub>排出量の削減に貢献していく。</p>		

関連する SDGs	11.6 2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	
--------------	--	---

## 6. サステナビリティ管理体制

同社では、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、加藤代表取締役を最高責任者とし、渡邊財務担当が中心となって日々の業務やその他活動を棚卸し、自社の事業活動とインパクトレーダー、SDGsの17のゴール・169のターゲットとの関連性について検討を行った。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの実行後、返済期限までの間において、渡邊財務担当を中心にKPIの達成状況を定期的に確認・協議を行うなど、推進体制を構築し、各部署において実行していく。

最高責任者	代表取締役 加藤 治平
管理責任者	財務担当 渡邊 邦昭

## 7. モニタリング

本件で設定したKPIの進捗状況は、同社と三十三銀行の担当者が年に1回以上の会合を設けることで確認する。モニタリングの結果、当初想定と異なる点があった場合には、三十三銀行は、同社に対して適切な助言・サポートを行い、KPIの達成を支援する。

## 8. 総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合するように、また ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則ったうえで、中小企業に対するファイナンスに適用した融資である。

同社は、上記評価の結果、本件ポジティブ・インパクト・ファイナンスの成立期間を通じてポジティブな影響の強化とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、三十三銀行は年に1回以上その影響を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、三十三総研が、三十三銀行から委託を受けて作成したもので、三十三総研が三十三銀行に対して提出するものです。
2. 三十三総研は、依頼者である三十三銀行及び三十三銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する同社から供与された情報と、三十三総研が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワークに適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件問合せ先〉

株式会社三十三総研

調査部 研究員 古橋 健司

〒510-0087

三重県四日市市西新地 10 番 16 号

第二富士ビル4階

TEL:059-354-7102 FAX:059-351-7066